

救急出動件数 167 件 火災出動件数 4件

(8月末日現在)



総合福祉センター 窓口7番

集団子宮がん・乳がん検診を実施

- ○と き 11月20日(水)
- ○受付時間 ① 9 時~ 10 時 30 分
 - ② 12 時 45 分~ 13 時 30 分
- ※受け付け時の混雑を防ぐため、時間差で呼び 出しを行います。日程が合わない場合は、指 定医療機関での個別検診をご利用ください。
- ○ところ 総合福祉センター多目的研修室
- ○対 象
- ・子宮がん 今年度に 20 歳以上の女性
- ・乳がん 今年度に 40 歳以上の女性(ただ し、昨年乳がん検診を受診された方は、対象

くらしの

外となりますのでご遠慮ください)

- ※乳がん検診は、定員90人(午前50人、午後 40人) に達した時点で申し込みを締め切りま す。
- ○料 金
- ・子宮頸がん検診 1,200 円
- ·超音波検査(卵巣) 500円
- ・HPV 検査 1.000 円
- ※子宮頸がんを誘発する可能性のある HPV (ヒ トパピローマウイルス)の感染の有無を検査
- ・乳がん検診(マンモグラフィ) 40~49歳 1.300円 50 歳以上 1,100 円
- ○申込み・問合せ

11月13日(水)までに福祉保健課健康増進係へ

農林商工課

2 47-2116

役場2階 窓口 13 番

殺そ剤の空中散布を実施

森林に食害を及ぼす野ネズミの駆除を目的と して、ヘリコプターによる殺そ剤の空中散布を 実施しますので、ご理解とご協力をお願いしま す。

- ■散布実施日時 11 月上旬
- 散布区域 訓子府町町有林および民有林一円
- ■殺そ剤の種類 「リン化亜鉛 10」で、農薬取 締法による登録を受けている農薬
- ■散布面積および散布量
- ○面 積 668.67 ha
- ○**散布量** 1 ha当たり (周辺を含む) 0.8 kg。全 体で 539 kg
- ■事業実施者 訓子府町、新生紀森林組合
- ■問合せ 農林商工課商工林務係 新生紀森林組合 (含 52-3536)

林地開発許可制度

森林の開発行為については、森林法により事 前の届け出が必要となっています。1 haを超え る場合は、知事の許可が必要となります。(1 ha 未満は、町への届け出が必要です)

これは、森林が土砂崩れや洪水などの災害防 止機能や水資源確保への機能など環境の保全機 能を持っており、この機能を阻害しないよう適 切な開発行為を行うことにより森林の保全を図 るためです。

開発行為に当たる行為として「土石または樹 根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する 行為」が挙げられます。

- ①開発面積が1 haを超えるもの
- ②道路だけをつくる場合には、幅員が3mを超 え、かつ、のり面などを含めた開発面積が1 haを超えるものについては、北海道への届け 出が必要です。1 ha未満でも、対象森林を開 発する場合は町への届け出が必要になります。
- ※開発が複数年にまたがって実施され、最終的 に開発の面積が 1 haを超える場合には、北海 道への届け出が必要となります。

開発する前に、まず対象となるかどうかご相 談ください。

○問合せ 農林商工課商工林務係 オホーツク総合振興局林務課森林保全係 (**8** 0152-41-0651)

伝言板



25 47-2203 税の関係 47-2193

役場1階 窓口1番

国保税の第5期の納期限は10月31日

国保税第5期分の納期限は、10月31日休で す。納期内に忘れずに納めましょう。

なお、納期限を過ぎた町税で、納め忘れの方 は至急納入してください。

10 月は不正軽油防止強化月間

不正軽油とは、軽油に灯油や重油を混ぜた り、軽油以外の石油製品から軽油を密造したも のなどをいい、これらを製造・販売・使用する ことは、脱税行為であるのみならず、大気汚染 や硫酸ピッチの不法投棄にもつながるなど、私 たちの健康に重大な影響を与える悪質な犯罪で す。

道では、不正軽油撲滅に向けて関係機関と連 携し、取り締まりをさらに強化します。

「不正軽油」について情報がありましたら、 次までご連絡ください。

人の動き → 4.916 人 (- 5)

男 2,347 人(-6) / 女 2,569 人(+1) 世帯数 2,110 世帯(+4)

8月末日現在の住民基本台帳 カッコ内は前月対比

- ・不正軽油ストップ 110 番 (フリーアクセス 27 0800-8002-110)
- ・オホーツク総合振興局北見道税事務所 (北見市青葉町 6 番 6 号☎ 25-8684)

10 月は給与差押強化月間

オホーツク総合振興局では、納税催告に応じ ない滞納者に対して、預貯金・給与などの各種 債権や動産などの差し押さえを行っています。

この取り組みを一層強化するため、10月上旬 に滞納者に対し「給与差押予告書」を発付しま

この差押予告書に同封の納付書での納税や納 税相談などの連絡がない場合には、勤務先から 支給される給与などの差し押さえを実施します。 まだ、納税がお済みでない方は、大至急納税

をしてください。納税についてのご相談は、北 見道税事務所納税課へお願いします。

○問合せ オホーツク総合振興局北見道税事務 所納税課(北見市青葉町6番6号☎25-8686) ※ホームページもご覧ください。

上下水道課

2 47-2118

役場1階 窓口5番

水道の使用開始と中止の届け出を

営農用などの目的で散水栓を設置されている 方に、使用期間の実態に合わせた水道料金を負 担していただいています。

使用開始および使用中止に当たっては、あら かじめ町に届け出が必要なため、直接役場上下 水道課で手続きを行うか、電話での手続きも受 け付けていますので、必ず使用開始・中止時の 届け出を行ってください。

転出・転居および使用者変更の場合も忘れず に届け出を行ってください。

○問合せ 上下水道課業務係

温泉保養センター休館のお知らせ

日ごろより、温泉保養センターをご利用いただきありがとうございます。 9月30日(月)~10月4日(金)の5日間、設備点検などを実施するため、休 館とさせていただきます。

しばらくの間、利用者の皆さんにご迷惑をおかけしますが、ご理解願い ます。



■問合せ 農林商工課商工林務係(☎47-2116 役場2階窓口13番)



₩ 広報 くんねっぷ 2019.10 — 18